

## 贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「good・eyes」という。)が実施する贈与税の非課税措置に係る証明書等の適合審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務規程第19条に規定する審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第3条 申請者は、審査料金を「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(審査手数料の増額又は減額)

第4条 good・eyesは、適合審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は平成24年7月2日より施行する。

制定：平成24年 7月 2日

改定：平成25年12月25日

改定：平成27年 5月 7日

別表 1

「贈与税の非課税措置に係る証明書等の適合審査料金」

【住宅性能証明書】

(価格は全て税抜き金額)

適合する基準		住宅の新築又は新築住宅の取得		追加検査
		単独申請	F 3 5 S等の併願	
省エネルギー性	断熱等性能等級	80,000円	60,000円	25,000円
	一次エネルギー消費量等級	100,000円	80,000円	25,000円
耐震性 又は 免震建築物		90,000円	70,000円	25,000円
バリアフリー性		90,000円	70,000円	25,000円

※「F 3 5 S等の併願」とは、性能に関する審査が省略できる場合に限り適用。

【審査が省略できる申請等】（弊社に別途依頼された場合に限る）

フラット35S、設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物（該当する基準に適合したものに限り）

※上記金額に、計2回分の現場検査料金を含む。

- ・省エネルギー性 … 下地張り直前工事の完了時 及び 竣工時
- ・耐震性 又は 免震建築物 … 基礎配筋工事の完了時 及び 躯体工事完了時
- ・バリアフリー性 … 下地張り直前工事の完了時 及び 竣工時

※工事未成又は検査不備等にて別途検査が必要になった場合、追加検査の金額が加算されます。

※申請地が遠方の場合には別途定める弊社「住宅性能評価業務規程」のエリア規程に基づき、出張料金が加算されます。

※計画の変更に係る適合審査料金は上記料金の半額とする。

※証明書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1住戸につき5,000円とする。